

京都大学	博士 (法 学)	氏名	劉 倩
論文題目	大陸棚における共有鉱物資源に関する共同開発制度		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、1958年の日中東シナ海共同開発了解の成立を直接の動機として、国家間の海底区域の資源に対する主権的権利の衝突による紛争を回避又は解決する方法としての共同開発制度を、事例研究に基づいて、その合理性と実用性を検証し、理論構築するとともに、いくつかの共通項や特徴を提示して、将来の共同開発制度の展開に貢献することを旨としたものである。</p> <p>構成は、これまでの共同開発制度の全21事例の研究からなる第1部「共同開発における国家実行」と、それらの国家実行を踏まえて、この制度の特徴と本質を検討する第2部「共同開発制度に関する理論研究」の2部からなる。</p> <p>第1部では、まず共同開発制度出現の背景について、海底区域に埋蔵される莫大な石油・天然ガスの経済・エネルギー価値のゆえに、その探査・開発活動の発展と沿岸国の管轄権の拡大を見、それに伴う海洋法制度の展開があったことを示しつつ、海洋における資源開発紛争を解決・回避するために共同開発制度が考案されたことを概説する。そして、1958年のバーレーン-サウジアラビア間ペルシャ湾共同開発制度を嚆矢とし2008年の日中東シナ海共同開発了解に至る、海底区域のすべての共同開発制度を、1958年から1960年代終わりまでの約10余年間の出現段階（4事例）、1970年代から80年代にかけての発展段階（9事例）、そして1990年以降今日に至る普及段階（8事例）の3つに分けて、詳細に紹介し、それぞれその特徴を述べている。本文中に各々の区域の地図も付して参照できるようにし、また巻末に各制度の比較表を示している。</p> <p>第2部は、第1章「共同開発制度の概念」、第2章「共同開発制度に関する国際法上の根拠及び適用範囲」、第3章「共有鉱物資源に関する共同開発の基本原則—『協力原則』」、第4章「二国間共同開発協定における重要条項」の4章からなる。</p> <p>第1章は、既存の諸学説を紹介・検討して、共同開発の定義付けを試みる。ここでは、関連する地理的、経済的、政治的及び法的な諸要素を分析して、まず「共有鉱物資源」概念を提示する。また共同開発を、広義の共同開発と狭義の共同開発に分けられることを指摘している。そしてこの制度に関する先行研究や学説を分析して、共同開発の5つの特徴として、国家を主体とし、共有鉱物資源を客体として、非強制的紛争解決の性格を持ち、暫定的措置であって、実用的な方策であると述べる。最後に共同開発に影響を及ぼす要素として、地理・地質、エネルギー需要等の経済要素、国家間の友好関係等の政治要素、海洋境界画定の有無等の法的要素を挙げている。</p> <p>第2章は、共同開発制度は、関係当事国間の合意により設けられ、国際法及</p>			

び国内公法、私法に関わる法的行為であることを断ったうえで、ここでは主として国際法の根拠を検討して、大陸棚と排他的経済水域の両制度に基礎を見出している。ただし、大陸棚への主権的権利の絶対性は否定され、また「単一の地質構造」の場合と権利主張の異なる海域の場合に分けて、その適用範囲を整理している。いずれにせよ、各々の共同開発制度は状況が異なるので、これらの制度に依拠しつつ、個別にはさまざまな法的根拠がありうるとして、各具体的制度の個別性を強調している。

第3章は、共有鉱物資源の開発における基本原則として「協力原則」を指摘し、この原則が、国内の立法や司法実行、国際機関の決議、条約、国際判例、国家実行、学説などに表現されていることを立証する。加えて、協力原則には、関係国の「協力義務」が内包されていることを指摘して、これを積極的協力義務と消極的協力義務に分類して、その意義を明らかにしている。

第4章は、21の事例でみられる共同開発協定における重要な事項を整理して検討する。当事国は関連する種々様々な要素を考慮して協定を締結するから、全世界共通のモデル協定的なものは存在しない。しかし、すでに国際法の実行上確立している法制度として共同開発制度にはいくつかの共通点がある。共同開発区域の特定、開発規則や管理制度の整備、石油開発特許権の付与、利益配分制度の明示、共有開発区の管轄権の帰属、そして共同開発が主権及び管轄権主張に影響を及ぼさないこと、などが重要不可欠な規定である、と指摘している。

終わりに、この共同開発方式は、特に沿岸国間で境界画定が困難な場合に採用され、暫定取極めの形をとる良好な慣行になっていることが述べられる。もっともこの制度は、ある程度の協力義務に基づくものではあっても、強制的性格のものではなく、まだ慣習国際法にまでは至っていない。しかし今後この方式が繰り返し利用されていけば、慣習国際法化の可能性が高い、と展望を述べて結んでいる。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、海底共有鉱物資源の共同開発制度について、同制度の特徴を明らかにするとともに、理論的にも整理して、将来への展望を試みた労作である。

本論文の第1の意義はその事例の網羅性にある。著者は、これまでに結ばれた全21件の共同開発協定を渉猟して、その内容を詳細に検討し、海底鉱物資源の共同開発制度の発展過程と展望を明らかにする。本論文の前半部分はこの事例研究に充てられているが、圧倒的な事例資料の量でありながら、簡潔にして要を得た紹介と付された地図によって、現状の共同開発制度の全容が明確に浮き彫りにされる。これら協定の探索・収集・整理作業はきめ細かくなされており、この制度の歴史的展開過程を容易にたどることが出来る。巻末の制度比較表も明快で、文献目録と共に理解を助ける。学位論文の基礎作業として模範にすべきものである。

理論編では事例研究を支える理論的支柱が書き込まれている。学説上の整理の後に、海洋法のこれまでの展開を見据えつつ、共同開発制度に関する法的根拠と適用範囲を分析するが、この部分においても国際法のみならず国内公・私法や国家実行、学説などが的確に参照されており、同制度の複雑さと各事例のユニークさがはっきりと描き出されている。事例研究と併せて、研究者としての整理能力の高さを垣間見せる。

本論文の真骨頂は、事例と学説から導く「協力原則」である。著者はこれを条約、国際判例、国際機構の決議などの国際レベルと国内立法や司法実行などの国内レベルに分けて検討し、共有鉱物資源開発の基本原則として提示する。この協力原則の提示においては、著者は極めて慎重に理論構築しており、確立した権利義務として協力原則を希望的に位置づけるのではなく、協力「原則」に留めながら、積極的協力義務と消極的協力義務の萌芽をそれぞれ指摘している。

こうした理論的堅実さは、共同開発協定の共通重要事項を整理した部分にも見られる。読者は、事例の網羅性から、共同開発制度における協定モデルの提示を期待するが、著者は慎重に、当事国の置かれた様々な地理的・地質的状况、エネルギー・経済状況、政治状況、法的状況などから、世界共通のモデル協定は存在しないと言い切り、その上で、いくつかの重要規定を提示して、将来のこの制度の発展と慣習法化に俟つ姿勢を崩さない。

とはいえ、事例編と理論編をつなぐ説明の不足や、若干恣意的と受け取られかねない定義や表現があること、事例を横断的に条件づけた整理が望まれたこと、協力原則・義務のやや手薄な内容など、批判すべき点がないわけではない。しかし、それらは初めて共同開発制度全体の鳥瞰図と理論構造を

提示した本論文の学問的意義を些かも損なうものではない。

理論編の詳細な分析と明確な主張を網羅的な事例編が支える堅固な構造を持つ本論文は、これまでの個別の共同開発制度の研究の集成として、学界に重要な貢献をなすことは間違いない。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであると認められる。

なお、平成24年1月30日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。